

御質疑願います。

あなだ委員。

○あなだ委員 私の方から、10款1項3目、教育課程編成の新作成費（中学校）と、10款3項2目、中学校教科書採択費、いずれも道徳にかかわっての事業であります。この2事業について伺ってまいりたいと思います。

まず、特別の教科である道徳は、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から全面実施されます。平成30年度は、平成31年度から教科化される道徳の中学校教科書採択が行われ、教科課程編成の指針も作成されます。それぞれどのような流れとなるのか、事業概要についてお示してください。

○田上学校教育部長 中学校の教科書採択時につきましては、平成31年度から教科化されます特別の教科道徳の採択に係る調査委員会の設置や、教科書展示会開催に要する経費であり、61万5千円となっております。

その流れやスケジュールの詳細につきましてははまだ決まっておりませんが、平成29年度の例で申し上げますと、4月の教育委員会会議において、教科書調査委員会の構成及び選任方法を、5月の教育委員会会議で調査委員の任命や採択方針、調査委員会の諮問内容等をお諮りし、6月から7月にかけて5回の教科書調査委員会を開催し、7月の教育委員会会議において調査研究の答申を行ったところでございます。その後、教育委員による教科書採択の審議が行われ、8月の教育委員会会議において教科書を採択したところでございます。

また、平成29年6月16日から7月5日まで、16日間、中央図書館及び神楽図書館の2カ所で、教科書展示会を開催しております。

法令によりまして、8月末日までに教科書の採択を行う必要があることから、平成30年度においてもほぼ同時期の日程になるものと考えております。

○山川学校教育部長 次に、教育課程編成の指針作成費（中学校）でございますが、平成31年度から中学校で使用される特別の教科道徳の教科用図書採択を踏まえ、道徳の教育課程の編成や実施に資する教育課程編成の指針、特別の教科道徳編を10月末までに作成し、各中学校へ配付するものでございまして、平成30年度の要求額が8万9千円となっております。

○あなだ委員 それでは道徳の特別の教科化及び背景について伺ってまいりたいと

思います。

まず、道徳教育の目標についてお示しください。

**○山川学校教育部次長** 昨年3月に告示された新学習指導要領において、道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすることと示されております。

また、同要領解説では、教育基本法において、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な公民の育成を期して行うことを目的としていることが示されており、その目的を実現するための目標として、真理を求める態度を育成することや、豊かな情操と道徳心を培うことが挙げられ、学校で行う道徳教育は、これら教育の根本精神に基づいて行われるものと示されております。

**○あなだ委員** 次に、道徳教育の使命についてもお示しいただきたいと思います。

**○山川学校教育部次長** 学習指導要領解説では、学校教育においては、教育基本法に示す人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが道徳教育の使命であると示されております。また、平成26年10月の中央教育審議会答申、道徳に係る教育課程の改善等については、道徳教育においては、人間尊重の精神と、生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し、共同して社会を形づくっていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、みずからの生き方を育んでいくことが求められると示されており、各学校は道徳教育の目標や使命を踏まえ、児童生徒の実態等に基づき取り組みを進めているところでございます。

**○あなだ委員** ただいま、道徳教育の目標及び使命についてお示しをいただきました。今回、道徳が教科化されることになったわけではありますが、そもそもの道徳教育の改善に関する議論の発端について、お示しいただきたいと思います。

**○山川学校教育部次長** 平成25年、教育再生実行会議において、いじめの問題等

への対応をまとめた中で、道徳教育に関して重要性を改めて認識し、抜本的な充実を図ることや、新たな枠組みによって教科化することなどが提言されたことが背景となったものと考えております。

また、学習指導要領解説では、今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、児童生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められたと示されております。

○**あなた委員** 道徳教育、とりわけ道徳の時間をめぐっては、これまでもさまざまな課題が繰り返し指摘され、その改善が強く求められてきております。これまでどのような課題があったと認識しているのか、また、道徳教育の意義についてもお示しいただきたいと思っております。

○**山川学校教育部長** 学習指導要領解説においては、これまで学校や児童の実態などに基づき、道徳教育の重点目標を設定し、充実した指導を重ね成果を上げていく学校がある一方で、道徳教育を忌避しがちな風潮があることや、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなどの課題が指摘されていると示されております。

また、平成24年5月、国が公立小中学校を対象に実施した道徳教育実施状況調査の結果では、本市を含めた北海道においては、全ての小中学校で道徳教育推進教師が配置され、教材として心のノートが使用されるなどの状況が見られたところですが、国全体においては、道徳の時間の指導方法について、動作化や役割演技等の表現活動の工夫やICTの利用など、道徳教育を実施する上での効果的な指導方法について課題が見られており、このことは本市においても同様の傾向がございます。

道徳教育の意義でございますが、中教審答申において、道徳教育は、個人のよりよい人生の実現はもとより、国家社会の持続的発展にとっても極めて重要な意義をもっていると示されております。

○**あなた委員** 道徳教育において、その意義と課題を改めて確認をした上で、本来の道徳教育の狙いがより効果的に実現されるよう、改善を図ることが求められております。

これまで国においても、道徳教育の狙いを実現するための教育課程の改善につい

て議論されてきております。どのように認識しているのか、また、道徳が特別の教科である道徳となるに至った改定の経緯についてもお示しください。

**○山川学校教育部次長** 中教審答申では、道徳教育を通じて児童生徒一人一人が直面するさまざまな事象の中で状況を深く見詰め、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手だてを考え取り組めるようにしていくことなどの改善が必要であるというふうに示されております。そのため、道徳教育の充実を図るためには、教育課程に新たに位置づけられた特別の教科道徳の目標、内容、教材や評価、指導体制のあり方等を見直すとともに、各学校においては特別の教科道徳をかなめとして、道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じて、より確実に展開することができるよう教育課程を改善することが必要であると認識しております。

また、特別の教科道徳となるに至った経緯についてでございますが、いじめの問題を初め、青少年の犯罪や問題行動の多発、社会全体のモラルの低下などを背景に、学習指導要領解説において、教育再生実行会議の第一提言を踏まえた中教審の答申において、道徳に時間については特別の教科道徳として制度上位置づけ充実を図ることなどが示され、平成27年3月、学校教育法施行規則を改正するとともに、小学校においては平成30年度から、中学校においては平成31年度から、特別の教科道徳を全面実施するとされた小中学校学習指導要領の一部改正が告示されたところでございます。

**○あなだ委員** 次に、改訂の基本方針、要点はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思っております。また、道徳教育の改善の方向性、特別の教科道徳の目標についてもお示しください。

**○山川学校教育部次長** 改訂の基本方針ですが、同要領解説では、これまでの道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を引き継ぐとともに、道徳の時間を特別な教育道徳として新たに位置づけ、それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにし、道徳教育と特別の教科道徳の役割と関連性をわかりやすく規定したというふうに示されております。

次に、改訂の要点ですが、平成27年3月の学校教育法施行規則改正に伴い、本規則の小中学校の教育課程において、道徳に時間を道徳科としたため、同要領解説

では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を特別の教科である道徳をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行うものと改めたこと、また、総則改正の要点として、教育課程編成の一般方針や内容等の取り扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮する事項が示されております。

次に、学習指導要領の一部改正による道徳教育の改善の方向性でございますが、同要領解説では、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなど、発達の段階に応じ答えが1つではない道徳的な課題を、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う考える道徳、議論する道徳への転換を図るものと示されております。

最後に、特別の教科道徳の目標でございますが、同要領では、目標として、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることと示されており、小中学校でほぼ同様の内容となっております。

教育委員会では、これまで申し上げました道徳教育の目標、改訂に至る経緯等を踏まえ、昨年、教育課程編成の指針、特別の教科道徳編（小学校）を作成し、各学校に配付したところです。本年は、これに中学校の内容を加え、道徳の教育課程の編成や実施に資する指針を作成し、配付してまいります。

**○あなた委員** これまで道徳教科化の背景や改訂の基本方針等について伺ってまいりましたが、これらを踏まえ、指針等についての考え方についても伺ってまいりたいと思います。

これまで、まず本市における道徳教育の取り組みについてお示しいただきたいと思います。また、これら改訂により本市の道徳教育はどのように改善、充実が図られるのかお示しくください。また、先ほど示していただきました諸課題及び背景においては、いじめの問題を初め、青少年の犯罪や問題行動の多発、社会全体のモラルの低下というところの課題についても挙げていただきましたが、これらを克服することができるのか、また指針にはどう生かされるのか、これらについてお示しいただきたいと思います。

○**山川学校教育部次長** これまで本市では、児童生徒の実態等を踏まえた教育課程の編成実施や、道徳教育推進教師を中核とした指導体制の整備、平成24年度から実施している道徳の時間研修会などの教員向け研修会の開催や、指導資料の作成配付による指導力向上などに取り組んでまいりました。この取り組みにより、教員の道徳教育の趣旨等の一層の理解や、道徳の時間の指導方法の学校間、教師間によるばらつきの解消、授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけの型にはまったものになりがちな指導の状況など、道徳教育の改善充実に努めてきたところです。

こうした状況の克服に向けては、各学校において校内研修を充実するなどし、教科化の理念や効果的な指導方法等について一層の理解を図ることや、小中学校9年間を見通した体系的な指導を計画的に行うこと、また、道徳の授業を公開したり、授業への積極的な参加や協力を得る工夫など、学校、家庭、地域が連携した指導が大切であると考えております。

そのため、これらの取り組みを生かし、道徳の教育課程の編成や実施に資する教育課程編成の指針、特別の教科道徳編を作成し、各学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育と、そのかなめとしての道徳の時間の充実に努めてまいります。

○**あなだ委員** これまで道徳というものは軽視されがちでありましたけれども、教育学においては、評価の内容と方法を体系化することを目的として発展してきたという側面もありますので、今回の教科化を期に、道徳教育の推進・活性化を促して行っていただきたいと思います。

そして、平成24年度のから、道徳の時間研修会も開催されております。これまで道徳の時間の教科化の全面実施に向けて、どのような準備を行ってきたのか、また、平成31年度のからの中学校の完全実施に向けて、新年度においてはどのような取り組みが進められるのか、お示しいただきたいと思います。

○**山川学校教育部次長** これまで各学校では全面実施に向け、児童生徒及び地域等の実態を踏まえた道徳の教育課程の編成や構内体制の整備、考える道徳、議論する道徳への転換に向けた授業改善などに取り組んでいるところでございます。

教育委員会では、作成した資料などを活用し、校長や教頭、主幹教諭等の研修会や、経験に応じた教員研修会、道徳教育推進教師を含む教員を対象とした道徳の時

間研修会などを開催しております。また、今年度は、平成30年度から小学校で使用される特別の教科道徳の教科用図書を踏まえ、各学校の教育課程の編成や実施に資するよう指針を作成し、配付したところです。

新年度、平成30年度につきましては、引き続き道徳の時間研修会や、管理職や経験年数に応じた教員研修会等を開催し、特別の教科道徳の趣旨等や授業改善について説明、協議を行うなどして、求められる、考える道徳、議論する道徳への転換に向け、校内製の整備や、教員の指導力向上の取り組みの支援に努めてまいります。

加えて、本年8月の教科用図書の採択後、専門性を有する職員で構成する作成部会において、今年度作成した小学校の指針に中学校の内容を盛り込んだ指針を作成いたしまして、本年10月下旬に各学校へ送付し、31年度の中学校道徳の全面実施に向けた取り組みを進めてまいります。

**○あなだ委員** 昨年は小学校の指針がつくられておりまして、内容のほうも確認させていただきましたが、非常にボリュームもあって、そしてその内容についてもこの後触れていきたいと思いますが、充実した指針ではないのかなと評価しております。

しかしながら、市教委で幾らすぐれた指針を作成しても、やはり現場でそれが生かされなければ意味のないものとなってしまいます。例えば、いまだに道徳に対して誤った認識を持つ学校現場においては、例えば価値観の押しつけや表面的ないい子を生み出すことにつながる、そういった誤解ですとか、歴史的に見ても、これまで戦後、政府や文部省の道徳教育の推進の動きに、教職員組合である日教組が一貫して反対闘争を展開して、道徳を常に政治的なイデオロギーの対立の争点にしてきたということからも、いまだに否定的な考えを持つ教師も少なくないと聞きます。生きた指針とするため、現場の理解と協力は不可欠であります。実施までの残り1年間でどう指導していくのか、必要とされる取り組みなどがあればお示しいただきたいと思っております。

**○山川学校教育部次長** 本年6月に開催する道徳の時間研修会において、本市の教員と指導主事で構成する授業力向上プロジェクト道徳チームのメンバーにより、教科化に向けての講義や指針に基づく授業の公開を行うなど、研修内容を工夫し、教員の理解や指導力の向上に結びつくよう、指針の周知を図ってまいります。加えて、

各学校に、指針の内容に関連する国や北海道の資料を送付し、教科化に向けた情報を提供するとともに、各種研修会において指針の内容についての説明、協議を行い、自校の校内研修に積極的に活用するよう、一層の周知に努めてまいります。また、道徳教育に係る国や北海道の調査結果や、学校が要請する指導主事訪問等により、教科化に向けた学校の取り組みなどに応じた指導助言に努めてまいります。

○**あなだ委員** これまで道徳について、教科として位置づけられてこなかったため、学校や教師側にも甘えを生んできたと思います。実際に教壇に立った際、質の高い道徳の授業ができるかという懸念もあります。万全の準備を整えていただきたいと思います。

次に、昨年、道徳の小学校用の教科書採択と、教科課程編成の支援作成が行われておりますが、新年度の中学校用の教科書採択と指針においても、本市の子どもの状況及び重点的な指導を行うべき内容項目を踏まえた十分な準備が必要であると考えます。

そこで、学習指導要領第2、内容においては、道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を4つの視点、いわゆる道徳的価値に分けて示しております。これについてお示しください。また、今回の道徳の教科化において、重要な視点であると考えます。見解を伺います。

○**山川学校教育部次長** 学習指導要領解説では、4つの視点として、A、自分自身に関すること、B、人とのかかわりに関すること、C、集団や社会とのかかわりに関すること、D、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することが示されており、それぞれの視点に分けられている内容項目は、その全てが道徳化をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育における学習の基本となるものと示されております。したがって、各学校でそれぞれの内容項目の発展性や特質、児童生徒の発達の段階などを踏まえ、内容項目の学習を通じ、児童生徒が主体的に取り組み、道徳教育の目標である道徳性を養うことが重要であると認識してございます。

○**あなだ委員** ただいま答弁いただいた道徳教育の目標を達成するために指導すべき道徳的価値観を構成するいわゆる徳目について、お示しをいただきたいと思えます。また、同要領解説にはどのように表現されているのでしょうか。



○山川学校教育部次長 昭和33年改訂の学習指導要領において、道徳の時間が新設された際、道徳で指導する内容は徳目とされ、その後、昭和43年改訂では事項、平成元年改訂では内容項目となり、現在まで使われております。

この内容項目ですが、今回の改訂で、小学校低学年では16個から19個、中学年で18個から20個、高学年では20個から22個、中学校では24個から22個となっております。

これら内容項目は、先ほど申し上げた4つの視点に分けられておりまして、中学校で申し上げますと、自分自身に関することには、「自主、自立、自由と責任」、「節度、節制」、「向上心、個性の伸長」、「希望と勇氣」、「克己と強い意志」、「真理の探究、想像」の5つが、Bの人とのかかわりに関することには、「思いやり、感謝」、「礼儀」、「友情、信頼」「相互理解、寛容」の4つが、Cの集団や社会とのかかわりに関することには、「遵法精神、公德心」、「公正、公平、社会正義」、「社会参画、公共の精神」、「勤労」、「家族愛、家庭生活の充実」、「よりよい学校生活、集団生活の充実」、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」、「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」、「国際理解、国際貢献」の9つが、Dの生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することには、「生命の尊さ」、「自然愛護」、「感動、畏敬の念」、「よりよく生きる喜び」の4つが、それぞれ4つの視点に分類されております。

道徳的価値については平成10年改訂において初めて扱われ、平成29年改訂では、同要領解説に道徳的価値とはよりよく生きるために必要とされるものであり、人間としてのあり方や行き方の礎となるものである。また学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童生徒一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げており、児童生徒が将来さまざまな問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要となるというふうに示されております。

○あなた委員 ただいま、徳目についてお示しをいただきました。道徳というのは戦後空白の期間が長かったわけでありますが、本来こうした徳目というのは、次世代に継承すべき最も重要な、今回のこの場合では内容項目という表現となっております。

ますが、そうした重要な事項であると考えております。

しかし、これまでこうした価値を教えることへの拒否感こそが、道德教育の形骸化の背景となってきたと思っております。価値を教えずに道德教育をやろうとすれば、心情主義にならざるを得なくなります。国語の授業と変わらなくなってしまうわけであります。しっかりと道德の目的たる道德的価値の自覚の実現に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、昨年の小学校道德で作成された指針では、各学校においては児童生徒の状況や実態などを考慮して、道德教育の目標を設定し、重点的な指導を工夫することを求めています。基本的な考え方は今年の中学校の指針作成でも同様と聞いておりますが、重点的な指導とは何かお示しいただきたいと思っております。

**○山川学校教育部次長** 重点的な指導でございますが、学習指導要領解説では、各学校は指導すべき内容項目の中から、児童生徒の実態等を考慮し、学校として重点的な指導としたい内容項目を選び、教育活動全体と通じた道德教育において具体的に指導することとあり、その際、重点的に指導しようとする内容項目の指導時数をふやしたり、一定期間において繰り返し取り上げたり、何回かに分けて指導したりするなどの工夫を行うことと示されております。

**○あなだ委員** 重点的な指導を行う内容項目を決定する際であります。学校や児童生徒の状況を把握する必要があると思っております。どのように実態把握を行っているのでしょうか。

**○山川学校教育部次長** 教育委員会では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査における小学校では92の質問項目、中学校では94の質問項目のうち、道德性に関連の深い10の質問項目を抜き出し、本市の児童生徒の傾向とし、指針や資料の作成等に活用しております。各学校においては、本調査の結果に加え、学校評価の中から児童生徒の道德性にかかわる質問項目を分析したり、市販の道德性検査等を活用したりしながら実態把握を行っているところでございます。

**○あなだ委員** それでは、本市の児童生徒の道德性にかかわる傾向分析について、お示しいただきたいと思っております。

また、本市全体の児童生徒にかかわるウイークポイントで最も深刻な内容であった項目についてもお示しくください。

○**山川学校教育部次長** 平成27年度から平成29年度に実施した、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果からは、本市児童生徒は、指導すべき内容項目のうち、小中学校とも物事を最後までやり遂げてうれしかったことはありますかという希望と勇気、努力と強い意志のほか、規則の尊重や公正・公平、社会正義にかかわる質問で、肯定的に回答した児童生徒の割合が高い傾向が見られた一方、「自分にはよいところがあると思いますか」という個性の伸長や、家族愛、家庭生活の充実、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度にかかわる質問について、肯定的に回答した児童生徒の割合が低い傾向が見られております。そのうち、小学校6年生の「今住んでいる地域の行事に参加していますか」や、中学校3年生の「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることはありますか」という伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度にかかわる質問について、肯定的に回答した児童生徒の割合が最も低い傾向が見られたところがございます。

○**あなだ委員** 市教委が、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の調査結果を活用し、本市の児童生徒の道徳性に係る傾向分析結果によりますと、最も深刻であったのが、ただいまお示しいただきましたが、小中ともに伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度にかかわる内容項目であったということであります。

難しい項目名がついておりますけれども、実際に、中学校での質問事項は「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることはありますか」と、こうした設問に対して、そう思うと回答した割合が、平成27年で9.2%、平成29年で9.3%という結果でありました。これは子どもたちだけに言えることなのかなというところも思うんですが、小中ともに他の内容項目と比べ、肯定的な回答が極端に少ない傾向にある理由をどう捉えているのでしょうか。また、重点的に指導すべき内容項目と考えます。見解を伺います。

○**山川学校教育部次長** 委員御指摘の内容項目については、肯定的に回答した割合が低い系統としての理由として、子どもたちにとって、地域に住む人々とのふれあいや、ともに協力して何かをなし遂げるといった機会が少なくなっている状況があるなどによるものではないかなというふうに考えております。このことは、全国、北海道でも同様の傾向が見られているところがございます。そのため、教育委員会では、各学校の特別の教科道徳の学習において、地域の人々との人間関係を問い直

したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土旭川に対する認識を深め、郷土を愛し、その発展に努めようとする意欲や態度を育てることが大切であると考えております。

重点的に指導する内容項目の一つとして、この観点については指導例を示した資料を平成28年度に各学校に送付したところです。平成30年度におきましても、中学校道徳の教科用図書採択を踏まえ、本市児童生徒の強みの向上、弱みの改善を図る重点的な指導など、本年度作成した指針を生かしながら、各学校の教育課程の編成実施、指導の充実に資する指針を作成、配付してまいりたいと考えております。

**○あなだ委員** さまざまな指針についてお伺いしてきましたが、今後の指針作成に当たっては、こうした実態調査の結果というものをしっかり踏まえながら、本市の子どもの状況を的確に捉えて、特に到達度の低い内容項目に対して改善されるよう、指針に生かしていただきたいと思います。

ここからは、教科書採択に移りたいと思いますが、こうした採択においても、先ほどの学習指導要領、第2内容で示される4つの視点でありますとか、本市の児童生徒にかかわるウイークポイントについて、特段に留意して採択事務に移るべきだと考えておりますが、見解を伺います。

**○田上学校教育部次長** 平成29年度における小学校の特別の教科道徳の採択方針につきましては、日本国憲法及び教育基本法を遵守する、学習指導要領の趣旨を踏まえて行うのほか、本市児童が肯定的に回答した割合が、他の内容項目に肯定的に回答した割合より低い傾向が見られる項目については、本市を中心とする地域性並びに児童の実態、生活経験及び興味関心などに配慮して行うに該当するものと考えているところでございます。

**○あなだ委員** ただいま、本市の教科書採択についての採択方針をお示しいただいたのかと思います。本市の地域性や児童生徒の実態等を示して、今後採択に挑むべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○田上学校教育部次長** 今後は、より具体的に児童生徒に係る実態調査等の関連資料を配付するなど、留意してまいりたいと考えてございます。

**○あなだ委員** 次に、実際の採択業務、どのように行われているのかということに

ついて、お聞きしたいと思います。

教科書調査委員会への諮問に当たっての諮問事項等についても配慮に欠くものになっていないかということでもあります。毎回どのような指示を出しているのでしょうか。

**○田上学校教育部次長** 平成29年度の特別の教科道德の採択に係る教科書調査委員会の諮問につきましては、5月の定例教育委員会において、採択方針と諮問書をお示しし決定したところでございます。教科書調査委員会への調査項目等については、さまざま考えられるところであり、難しい面もありますが、現行の調査項目等については、それぞれの教科書の特性が全体として比較できるよう、網羅的に設定したものでございます。

**○あなだ委員** 昨年においては、5月の定例教育委員会において採択方針と諮問書を示していると、網羅的にその設定をしているということなんですけれども、じゃあ、具体的に問題点というところを探っていきたいと思います。

まず、教科書調査委員会の諮問に当たっては、諮問事項として、先ほど示された法令形式上の一般的かつ抽象的な教科書図書採択方針と、調査研究事項を諮問する答申書別紙様式1の観点、答申書別紙様式2の調査項目から成っております。

昨年の小学校の道徳採択事務では、これらの調査様式は、いずれも事実上白紙委任となっております。結果的にその調査研究内容は、調査委員会に丸投げするような事態に陥っております。

これまで採択事務においても、市教委からの具体的な指示はなく、各教科ごとの選定小委員会で決定しております。市教委が採択権者としての主体性と責任を放棄していると言わざるを得ません。今回の採択に当たっては、本市の学校教育において、どのような情報資料が必要なのかという観点から、現状を改め、市教委の責任において、具体的、個別的に調査研究内容を指示する方式に改善、是正すると思いますがいかがでしょうか。これは教育委員会採択業務の本来任務の一つであります。見解を伺います。

**○田上学校教育部次長** 平成29年度の調査項目等につきましては、道教委の採択参考資料に準じた項目となっておりますが、独自の調査項目等については、その必要性について、教育委員会に諮ってまいりたいと考えてございます。

○**あなた委員** 今回当たっていくということでありませけれども、例えばこの様式について、調査委員会が調査研究項目について議論することを妨げるものではありませんが、調査委員会が議論の上で必要とした項目を、市教委での議論を経て諮問事項に加えるとか、調査委員会において項目設定理由と調査研究結果を答申書に別記する様式を採用するなど、配慮が必要であると思います。

この際、市教委が調査研究事項を設定する際なんですけれども、この様式1の観点では、取り扱い内容など観点別に記入する様式となっておりますが、欄を設けて白紙委任するのではなくて、例えば今回の採択においては道教委の採択参考資料との重複を避けつつ、本市独自の調査項目を設定するですとか、学習指導要領が指示する道徳的価値、徳目群の記述内容について、各社の項目別比較評価を求めたり、また、別紙様式2の調査研究項目でも、調査委員の調査研究項目を丸投げせずに、本来の子どもたちの状況、例えば先ほども示していただきましたけれども、本市の児童生徒に係るウイークポイント、これを考慮した内容事項を調査するよう諮問するべきと考えます。道徳教科化という転換期にあって、押さえるべき視点やせつかくの本市の児童生徒の実態調査の結果、これが活用されていないわけでありませ。改めて見解を伺いたいと思います。

○**野崎学校教育部長** 諮問に当たっての今いろいろな御指摘がありました。道教委のほうで、採択に当たっての基準というのを示しておりませして、私どもも一定程度そこに拘束されるということも一つあるのかなというふうには思っております。また、調査委員会の役割として、教科書を評価するというよりは、評価手法を分析するという役割を持っているというところも、また一つあるというふうに考えております。

ただ、ただいま御指摘にありましたように、私どもの質問調査紙などでわかっております少し弱いところ、全国とか北海道に比べて少し好きだという割合が少ないところというようなところというのは分析化されているということ踏まえますと、そういうものについても加えることがどうなのかということは検討していきたいというふうに考えているところでありませ。

○**あなた委員** 先ほど指針についてお伺いしましたけれども、指針作成に当たっては、昨年も膨大な資料を分析してまとめられてつくっていると。その一方で、教科

書採択の準備資料というのか、こうした様式的なものが極めて簡素なのかなというところで、やはりそういった統一性、土台というところで、しっかりと準備すべきものと考えております。しっかりと是正してもらいたいなというところでもあります。

そして、今回の採択業務の流れとしましては、教科書調査委員会からの答申を受け、2回の定例教育委員会会議において教科書採択の審議が行われて、採択決定されるものと思います。しかし、文科省は、平成20年12月、教科用図書検定審議会答申以降、教科書の採択に当たっては、教科書の装丁や見ばえではなく、質・量両面で内容の充実した教科書を採択するよう、各教育委員会に求めております。昨年も2回しかない教科書採択の審議の議事録を見ますと、文字の大きさやデザイン、大きさや分量などについての議論がやはり目立ちました。今回の採択に当たっては、教科書の内容の核心である内容、いわゆる知識、理解目標、これらの記述に関する質・量を第一義の判断基準とすべきと考えます。見解を伺います。

**○田上学校教育部次長** 平成21年3月にも、文部科学省から発出された教科書の改善についての中で、教科書の装丁や見ばえを重視するのではなく、内容を考慮した十分な調査研究が必要である旨の通知があったところでございます。平成29年度の採択に当たっては、調査委員会による報告がなされた後に、各教育委員が教科書の内容について、道徳価値について自分とのかかわりで捉えたり、話し合いを通して考えを深めることができることなど、さまざまな観点から審議を尽くし、教科書の適正を考慮して採択されたものと考えております。文字の大きさや分冊などについての言及もあったところでございますが、内容を審議する経過の中での議論であったものと認識しておりますが、指摘事項を踏まえ、先ほども答弁いたしましたように、今後は議論の内容を豊富化できるような関係資料の提示に努めてまいります。

**○あなだ委員** とは言うんですけれども、これまで調査委員会での作業結果というものが、道教委の作業結果、いわゆる採択参考資料との重複でありますとか、形式的、アリバイ的な傾向に流れていると観測せざるを得ない状況になっております。またさらに、それを受けた市教委の審議が、調査委員会の意向聴取と、その追認の場になっていると言わざるを得ない状況にあることが、これまでも指摘をされていることと思います。

さまざまな採択事務についての問題を提起してきましたけれども、採択権者である市教委の主体性と責任において、厳正な採択事務となるように改善是正を、ことしの採択から行っていただきたいと思います。

こうした措置というのは、教科書会社による事前閲覧、謝礼問題や調査委員会による事前絞り込みの防止ともなります。

そこで、次に、市民参加について伺ってまいりたいと思います。

調査委員会に保護者や一般市民の参加率を向上させることは、既に文科省の初通達で指示されております。なぜに保護者や一般市民の参加率向上が求められるのでしょうか。

**○田上学校教育部次長** 国の通知では、教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査委員等を選任することとなっており、その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の参加率の向上を求めているものと認識しているところでございます。

**○あなだ委員** 児童生徒や教育に対する市民参加を促進するため、また、調査委員会との市教委とのなれ合いや癒着を避けるためにも、保護者、一般市民の参加率向上に加え、例えば長野県のように委員の一部に公募制を導入するなどの措置が求められるのではないのでしょうか。どうあるべきと考えるか見解をお示してください。

**○田上学校教育部次長** 教科書調査委員会の委員の構成につきましては、北海道教育委員会から通知されている採択基準において、調査委員会は義務教育小学校の校長、教頭及び教諭、市町村教育委員会の指導主事、その他学校教育に関し専門的知識を有する職員並びに採択地区内の学識経験者及び保護者をもって構成することと示されていることから、本市におきましては、この基準を踏まえ対応しているところでございます。

平成30年度の調査委員の構成については、今年度と同じ1教科のため、委員の定数を今年度と同数と考えておりますが、委員の公募につきましては、国や道教委の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

**○あなだ委員** 次に、教科書展示会の目的について、何のために開催しているのかお示しいただきたいと思います。

**○田上学校教育部次長** 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、



一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取り組みとして開催しているものでございます。

○**あなた委員** 毎回、教科書展示会は、中央図書館と神楽図書館の2会場のみの開催となっております。昨年の小学校用の道徳の教科書展示会では、何日間開催し、何人の来場があったのでしょうか。開催結果についてお示してください。

○**田上学校教育部次長** 平成29年度の教科書展示会の展示期間につきましては、6月16日から14日間との文部科学省からの通知を受けているところでございます。本市の展示会につきましては、中央図書館及び神楽図書館の両展示会場ともに、6月16日から7月5日までの16日間開催し、来場者名簿に記入していただいた人数は、中央図書館で73人、神楽図書館で34人の、合計107人となっております。

○**あなた委員** この結果について、どのように評価していますか。

○**田上学校教育部次長** 教科書展示会に来場した人数等についての評価は難しいところでございますが、教科書が全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであること、また、教科書展示会は、地域住民と多くの方々に教科書に触れていただくため開催していることから、より多くの方々にお越しいただけるよう、改善工夫に努めてまいりたいと考えてございます。

○**あなた委員** これまでも展示場所の拡大や展示期間の延長などについては、教育委員会会議などで議論をされたことはあるのでしょうか。これまでも、多くの市民や団体から、展示会の拡大や期間延長が求められております。今回の採択では、一歩進んだ展示会となるのでしょうか。

○**田上学校教育部次長** 市町村での教科書展示会に展示する教科書見本は、文部科学省が定めるところにより、教科書センター宛てに2部を上限に送付されてございます。このため、本市の教科書センターである中央図書館の一部を神楽図書館に配備し、展示会を開催してきたところでございます。

展示場所の拡大につきましては、見本の送付が2部と限られているため、2カ所で固定してきたところでございますが、教員や保護者、市民にとってどのような形態の展示会のあり方がよいのか、移動展示会の開催も含め検討してまいりたいと

考えております。

また、展示期間につきましては、法定展示期間の終了後においても、中央図書館では引き続き常時展示し、神楽図書館では7月末日まで継続したところでございます。

○**あなだ委員** 教科書展示会においては、文科省の諸通達では、法定展示期間の前後も展示を行ったり、移動展示会や公民館等における展示を行うなど、広く地域の住民の方々展示会に参加できるよう工夫することと求めています。今回の採択より移動展示会というものについては多くの要望があると思いますので、実現していただきたいと思います。

次に、教科書展示会の開催時期、場所について、これは教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ることが求められておりますが、市民周知、広報を、一層強化していくべきと考えます。見解を伺います。

○**田上学校教育部次長** 平成29年度における小学校の特別の教科道徳にかかる教科書展示会につきましては、本市ホームページによる周知、広報誌あさひばし6月号への掲載、新聞社への報道依頼、及び市内小中学校への通知等を行ったところでございます。

今後におきましても、移動展示会や展示期間の延長など、さまざまな手法を検討し、多くの市民の皆様にお越しいただき、教科書への関心を高めていただけるよう、工夫してまいりたいと思います。

○**あなだ委員** 次に、採択決定について伺いたいと思います。

採択決定、毎回、全会一致をきちんとした絞り込みによるものとなっております。これまでも指摘してきましたが、なぜに多数決採択としないのでしょうか。

○**田上学校教育部次長** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの第14条第4項におきまして、教育委員会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときの教育長の決するところによることとされておりますが、教科書採択は教育長、教育委員5人の権限と責任により決定されるという性質や、文部科学省による委員全員の一致によって決する、これが整わない場合は投票により過半数を超えるものとの考え方もありますことから、まずは委員全員の一致を基本とし、審議を尽くしていく中で採択するものと考えておりますので、審議の状況によっては多数

決での決定になるものと考えてございます。

**○あなだ委員** 先ほど、市教委の調査研究事項の諮問に対して、やはり市教委の責任により諮問するよう、改善、是正というものを指摘させていただきましたが、ただいまの答弁では、採択決定を多数決としない理由に、教科書採択は教育長、教育委員5人の権限と責任により決定される性質であるからとの見解を示されました。最も重きを置くべき採択プロセスにおいては、採択権者としての主体性や責任、この諮問事項に対してもやや弱いんじゃないかと、そうした現状がある一方で、採択決定についてはその権限と責任により決定するというのは、私はダブルスタンダードではないのかと思います。結果ありきの事前絞り込みとの誤解も与えかねません。今回の採択より多数決採択として、教科書採択の公正性、透明性を高めるべきと考えます。

また、この教科書採択に限らず合議制をとる教育委員会の議決方法は、挙手あるいは投票などの手段によるのが常識でもあり、また法令の指示するところでもあります。これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条及び旭川市教育委員会会議規則第14条にも示されるとおりであります。現に、全国の多くの教育委員会が教科書採択を初め、投票で議決を行っております。採択決定は多数決として表決数、賛成何票、反対何票といった採択決定結果を、採択理由書に明記し、公表するよう改善を求めたいと思います。

そしてまた、文科省の指示で採択理由書を公開するようにはなりましたが、昨年の小学校用道徳の採択理由においても、市民に、なぜほかならぬこの教科書を採択したのかという理由、根拠が、極めて簡素で不明瞭なものとなっております。改善の必要性について、公正性、透明性を確保する上で改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

**○田上学校教育部次長** 特別の教科道徳の採択理由書につきましては、教育委員会会議における教育長教育委員の発言から採択の決定に至った内容等を要約したものでございます。今後につきましては、こうした考えを基本としながらも、他都市の状況を把握し、より市民にわかりやすい内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

**○あなだ委員** 採択理由書について、教育委員会会議における教育庁教育委員の発

言から、採択の決定に至った内容等を要約したものという答弁でありましたが、この内容なんですけれども、検定を取った教科書全部に言えるような、当てはまるような内容となっております。本市の児童に最も適した教科書であるという理由も見当たりません。余りにもおごなりで、不親切、説得力に欠くものであります。

そもそも文科省通知においては、教科書採択における公正性の徹底等について、平成29年3月28日の通知であります。採択結果やその理由については、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことと求めております。採択理由は明瞭にわかるように丁寧に説明し、様式も改善すべきであります。採択が形骸化していると言わざるを得ません。そもそも、この採択理由書の内容については、教育委員会で議論、審議されているのか、お示してください。

**○田上学校教育部次長** 採択理由書の内容につきましては、9月の定例教育委員会議において審議決定されておりますが、会議録については、秘密会としているため公表していないところでございます。

**○あなだ委員** 採択理由書の内容について、秘密会のために公表していないということではありますが、採択結果と理由の公表のみならず、教育委員会会議における審議内容についても公表すべきと考えます。文科省の同通知では、教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また開かれた採択が要請されていることから、採択結果及びその理由を初めとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むことと求めております。採択理由書に関する会議録の公開は、厳正で透明性の高い採択事務を行う上で必要な措置と考えます。見解を求めます。

**○田上学校教育部次長** 教科書採択に係る採択結果及び理由のほか、採択方針調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名については、採択終了後に公表する旨を5月の教育委員会議で諮り決定しているところであります。採択理由書に係る教育委員会会議録の公表につきましても、今後、教育委員会議で公表する旨をお諮りしたいと考えてございます。

**○あなだ委員** 平成27年度の教科書謝礼問題、いわゆる教科書贈収賄事件では、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせ、教科書採択に対する信頼を大きく揺るがす事態に至りました。信頼回復、教科書採択の公正確保のためには、市教委を初めとする採択権者等においては、いかなる疑惑の目も向けられないことがないよ

うに、より厳正で透明性の高い採択業務を実現してもらいたいと思います。

さまざまな問題を提起させていただきましたけれども、採択事務に関しては、改善、是正すべき事項も少なくないと考えます。今回の採択については、採択権者の主体性を発揮し、その責任において、さらなる採択的手続の適正を求めたいと思います。見解を求めます。

**○野崎学校教育部長** 教科書採択でありますけれども、教育委員会の重要な責務であります。これまでも関係法令や国や道教委の諸通知を踏まえながら対応してきたところでありましたけれども、お話のありました一昨年度の教科書採択に係る教員の不適切な事案で、市民の信頼を揺るがす事態となったことはまことに遺憾であり、一連の問題の反省に立った上で、採択事務の改善や関係職員の意識改革を図ってきたところでもあります。

今ほど、るる御指摘のありました教科書展示会の充実でありますとか、採択に当たっての事前につくった関連資料の活用など、来年度の教科書採択におきまして、ぜひできるものは実施してまいりたいというふうに考えておりますし、これらの取り組みを進めることで、教科書採択の一番かなめであります公平性とか透明性の確保というものに、より一層努めてまいりたいというふうに考えております。

**○あなだ委員** 最後、教育長に見解を伺いたいと思います。新年度、道徳の中学校用教科書の採択が行われ、指針の作成も進められると思います。また、平成31年度からの特別の教科道徳の教科化の完全実施に向けた準備等も行われると思いますが、道徳もそうなんですけれども、教育というのは、知・徳・体の3つそろって初めてバランスのとれた教育ができる、本来の学力向上も可能となると思います。そうした意味で、教育の基本は道徳教育と言えらると思います。しかし、道徳教育をしなければ、道徳を教科化しなければ道徳教育が進まない、そうした今回のこの実態、そして、戦後日本における道徳教育を取り巻く背景、そして、本市の先ほどの児童生徒の道徳性に係るウイークポイント、これらが象徴するように、今ほど家族ですとか社会の結びつきが希薄になっている時代はないと思います。今回の道徳教科化は、本市の教育の一つの転換期にあって、形骸化した道徳教育、採択についても指摘をさせていただきましたけれども、しっかりと改めていただきたいと、課題解決に努めてもらいたいと思います。

また、公教育における道徳の役割というのは、教育基本法の言う国家及び社会の形成者を育成することにあります。そのためにも、人が人として生きる上で大切な道徳性を育成する教育を、学校教育の全体の中核として充実させていくことも不可欠であると思います。

最後に、本市における今後の道徳教育の推進についての教育長の決意、取り組みについてお伺いして、終わりたいと思います。

○赤岡教育長 道徳教育の推進につきまして、その決意と展望というようなことでございますけれども、国のほうでは道徳教育を通じて育成される道徳性については、豊かな心はもちろんのことでありますけれども、確かな学力、さらには健やかな体の基盤となり、児童生徒の生きる力を根本で支えるもので、個人のよりよい人生の実現はもとより、国家社会の持続的発展にとっても極めて重要であると、道徳教育の意義をうたっているところでございます。このことを踏まえまして、本市における道徳教育の充実については、これまで答弁させていただきましたように、いろいろな取り組みについて御説明させていただいたところでありますが、こうした取り組みは、いじめの防止や学力向上などにもつながるものと考えておりまして、私といたしましても、その重要性を一層認識したところであります。

また、道徳教育につきましては、児童生徒の人格の基盤となる道徳性を養う重要な役割があり、本市の実態も、先ほどウイークポイントという話もありましたけれども、真摯に受けとめつつ、その改善、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため教育委員会では、教科書採択については、議員の御指摘、きょういろいろいただきましたが、その部分について、先ほど部長の答弁で申し上げた取り組みを進めて改善してまいりたいというふうに考えております。

ここでちょっと私教育委員会で、実際に教科書採択に携わっている、その教育委員会の会議の中の話をお話をさせていただきたいと思いますが、確かに各委員が、いろいろ道徳、価値の部分についてちょっと議論が突っ込んでないかというような御指摘もいただきましたけれども、実は各委員は、私といたしましては、それぞれ見本本をかなり読み込んでおりまして、そういった中で、その道徳的価値の部分は、みずからの生き方といいますか、そういう部分のかかわ

りの中で、それなりにしっかりと、捉まえた上での議論であったと。それが会議録にちょっと反映されてない部分があるのかもしれませんが、そういうふう感じておきまして、一方で、どの教科書にもその道徳的価値というのが、一定程度盛り込まれていることも事実でございまして、そういった中で、それぞれそういったものを共通理解として確認しながらの持論だったような気がしております。

そういうわけで、決してその内容について、余り突っ込んでいないということでもなかったような感じがするんですが、ただ、今回の協議の中を見ますと、どちらかというところ、どの教科書を使えば、教科として道徳を成立させやすいかとか、あるいは、子どもたちにとって、身近で実践的な内容になっているか。先生方にとって指導しやすい教科書はどれか。子どもたちがみずから考え議論する学びにつながる教科書はどれかと、そういった関係の議論がどうしても多くなってしまった経過があるかなと思っております。確かにそう言った中で、ちょっと体裁だとか、文字の大きさだとか、分冊ということもあったかと思えますけれども、そういう議論もあったかと思えますけれども、これもより指導しやすい教科書はどれかといったかかわりの中での発言でありまして、単に外形的な面だけを評価した流れにはなっていないと思っております。ただ、そうした経過の中で、道徳的価値についての議論が非常に会議録的には少なく見えるという部分のことにつきましては、そのとおりにかなと思えますので、そういった価値を踏まえた理論というものを、今後、しっかりと会議録にも表現できるような形でやっていければいいかなというふうに思っております。

また、多数決の部分だったんですが、多数決につきましては、どうしても議論をしっかりと進める中で、議論を尽くしてほしいという思いがありまして、議論を尽くす中で、どうしても整わない場合については、多数決ということの前提で進めておきまして、ただ、私が進行しておりましたけれども、常にここでまとまらない場合は多数決ですというようなことは申し上げながら進めてきた経過がありますので、その点も、御指摘は受けとめますけれども、一方で御理解もいただければなというふうに思っております。

それで、さらに、今年度の小学校に引き続いて、平成30年度におきましては、今いただきましたいろいろな取り組みを進めながら、採択された中学校で使用され

る特別の教科道徳の教科書を踏まえまして、教育課程編成の指針を作成し、各学校に配布することにより、道徳の教育課程の編成や実施に資するとともに、各学校において、本市が目指す道徳教育の方向性や取り組みについて、十分理解が図れるよう一層努めてまいりたいと考えております。

また、道徳の教科化に向けては、新たに求められております考える道徳、そして、議論する道徳の授業づくり等に資する教員向け研修会の開催や道徳教育推進教師を中核とした指導体制の整備など、今後も各学校の組織的計画的な取り組みを支援してまいりたいと思っております。

さらに、本市の児童生徒の傾向分析結果からの実態ということで、地域や社会とのかかわりの中で、よりよく成長するという観点、これが大切であるということでもありますけれども、新年度、3地区でモデル的に導入を予定しておりますコミュニティ・スクールによる取り組みなど、学校、家庭、地域が一体となった子どもたちの健全育成の支援に努めてまいりますし、このような取り組み、コミュニティ・スクールのような取り組みは、子どもたちに、将来の社会の担い手となる意識や郷土に対する思いなどを育てていくことにもつながるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後も道徳教育の充実を図るとともに、学校教育を通じ、本市の児童生徒一人一人に自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度等の育成に一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○あなた委員** 1点だけ、補足させていただきたいと思います。ただいまの多数決の件もお話をいただきました。多数決を前提とするというところの私の考え方として、昨年採択にかかわっての教育委員会会議、2回行われております。第1回目というのは、教育長を含め5人の教育委員会、これが例えばA社全てがいいといった。その後、期間を置いて2回目になったときに、1回目、実は4番手の教科書が結果的に採択される結果となったわけでありまして。この間、進んだ調査が行われたことと、そのように思っておりますけれども、ただ、前段の採択プロセスというところで、諮問の行い方ですとか、やはり全体のバランスとして弱いところはあるというところも指摘をさせていただきました。というのも、今回の採択においては、やはり透



明性、そして公正性というものが確保されなければいけない理由としては、おととしの教科書贈収賄事件に関して教科書にかかわる方々の道德性の問われるような事件があったということでもありますので、今回はしっかりと採択のほうを行っていたきたいということをお願い申し上げまして、終わりたいと思います。